

令和元年度 第8回江津市農業委員会総会

日時：令和元年11月20日(水) 午前9時30分～

場所：江津市地場産業振興センター 1階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第3 議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第3号 非農地証明について

第5 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

第6 その他

○ 出席農業委員（11名）

1 番佐々木英夫 2 番山田博 3 番藤井孝子 4 番和田幸子
5 番二本木俊二 6 番大村理之 7 番山本秀彦 8 番田代和秋
9 番深野政勝 10 番原田和徳 11 番柳原良雄

○ 出席推進委員（7名）

佐々木康規、佐々木要、井上清澄、湯淺憲昭、仲津和法、
壺岐和功、野村耕平

○ 出席した事務局職員 事務局長笠井裕司 次長藤田佳久

○ 午前9時30分 農業委員会総会 開議

局長 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和元年度、第8回江津市農業委員会総会を開会いたします。会長に挨拶の後、議事進行をよろしくお願いいたします。

会長 おはようございます。先月末、大田市で行われました農業委員会意見交換、女性委員の登用促進に向けた現地巡回ということで、農業会議と農業委員等の意見交換会がありました。特に今回示されたのは、島根県では来年度に17の

農業委員会が改選をされるということですので、農業委員会法で農業委員の任命に当たっては、農業委員の年齢や性別に著しい隔たりが生じないようにしなければならぬというふうに示されております。そのため、改選に向けて女性の登用促進と若手農業者、認定農業者の登用について意見交換を行うということで、研修会がありました。江津市においては来年が改選となりますので、来年に向けた取り組みを、これに基づいてというお話をいたしました。江津市農業委員会としましては、現在は2名の女性農業委員がおられますので、一応取り決められた枠には出来ていると思いますけれども、来年以降も積極的に女性の登用促進と認定農業者の登用について進めていくということで、今後こういった議論が増えていくと思います。又、もう一点は現在、毎月のように総会の後にお話をさせて頂いていますが、人・農地プランについての積極的な取り組みをしていくということで、担当課の方からも来て頂きまして人・農地プランについて説明をして頂いている所です。各地についても、このことについて様々な話し合い等を進めて頂いております。今日この後、担当課からお越し頂いてこのことについて、お話頂けるということですので、農業委員会が積極的に取り組んでいく必要があるかと思っております。皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今より、令和元年度、第8回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、河村推進委員、流推進委員、崎谷推進委員、階本推進委員から欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。なお、出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。また、発言の際には、挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 ご了解いただきましたので、4番 和田委員、5番 二本木委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法 第3条

《 桜江町市山 》

会 長 日程第 2、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 2 ページをご覧ください。場所は位置図の 1 ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●㎡です。続きまして、●●●●、登記簿現況ともに田で、面積は●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●㎡です。合計 6 筆で●●●●㎡です。権利は 3 条の無償移転です。譲渡人は●●●●ん、住所は●●●●の方です。申請事由は、譲渡人は病気となり耕作出来ない為、弟である譲受人に贈与したいということです。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、譲受人は申請地を譲り受けて、農業を行い先祖からの農地を守りたいということです。世帯の稼働人員は 2 人中 2 人です。申請人は本藤行政書士さんで、対価は無償譲渡です。担当委員は田代委員です。以上です。

会 長 それでは、田代委員から調査結果の報告をお願いします。

8 番委員 位置図の 1 ページをご覧ください。場所は●●●●という所で、位置図の真ん中に●●●橋がありますけれども、その周囲に申請地がございます。田んぼは●●●橋の右側にある 1 筆だけで、あとは全て畑になります。●●●●と●●●●というのは、位置図を見ても分かりますように、●●●●にございます。●●●●と●●●●と●●●●は畑になっていますが、実際に●●●●さんが耕作をされる時は、●●●●、●●●●だけであとは人に貸しておられます。この度の 3 条の申請についてですが、譲渡人の●●●●さんは何年も病気をされていまして、もう病院の方に入っておられます。●●●●さんと●●●●治さんは兄弟で、両親はもう亡くなっていますし、●●●●さんも病院の方に入っておられますので、もうこちらには帰ってくることは無いということで、その後を●●●●さんがされたいということで今回の申請に至りました。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご

質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

農地法 第5条

《 敬川町 》

会 長 日程第3、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は3ページをご覧ください。場所は位置図の2ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに田で、面積は●●㎡です。権利は所有権移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●、●●職員の方です。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●、●●業の方です。転用目的は個人住宅です。転用理由は、申請地に居宅を建築して利用するということです。申請人は本藤行政書士さんで、対価は10a当り●●●●千円です。担当委員は大村委員で、工期は許可の日から令和●●●●末日です。以上です。

会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いします。

6番委員 位置図の2ページをご覧ください。真ん中に●●川が流れております。国道9号線から県道下府江津線を下に進みまして、旧県道の●●川橋を渡りまして、20m程進んだ所を右折して約30m進んだ所に申請地がありました。二つ並んだ土地がありまして、一つは所有権移転でもう一つは使用貸借ということです。周辺につきましては、西側は道路になりまして、北と東と南は農地となっておりますが、農地の所有者へは了承を得ております。隣接地の境界にはブロックを設置して、雑排水は合併浄化槽を経由して流すということです。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 敬川町 》

会 長 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は3ページをご覧ください。場所は位置図の2ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに田で、面積は●●●㎡です。権利は使用貸借です。貸付人は●●●●さん、住所は●●●●、無職の方です。借受人は●●●●さん、住所は●●●●、●●業の方です。転用目的は個人住宅です。転用理由は、申請地を借りて居宅を建築して利用するということです。申請人は本藤行政書士さんで、担当委員は大村委員で、工期は許可の日から令和●●●●末日です。以上です。

会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いします。

6番委員 申請地は、先程の申請と同じ位置になりますので、よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

《 桜江町市山 》

会 長 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査

結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書は3ページをご覧ください。場所は位置図の3ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●㎡です。権利は所有権移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●、無職の方です。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●、農業の方です。転用目的は個人住宅及び物置です。転用理由は、譲受人は申請地を居宅及び物置として利用するということです。申請人は本藤行政書士さんで、対価は無償譲渡です。担当委員は田代委員で、工期は昭●●●●月日不詳からということで、顛末書が出ております。以上です。

会 長 それでは、田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。

8番委員 位置図の3ページをご覧ください。右側は●●●川になります。真ん中に架かっているのが●●●橋です。そこから、左斜め下に入って行きまして、約200m進んだ所の右側に●●●●さんと書かれた家がありますが、その裏になります。斜線部分は畑で、その畑の中に農機具庫兼物置が建っております。また、その畑の一部が●●●●さん宅にかかっていると思いますが、そのかかっている部分を農転にかけるのだと思います。ここは●●●●計画で、将来は立ち退きの場所になります。それと、先程話をしましたように、●●●●さんは病気の為に病院に入っておりますので、この家も●●●●さんに譲渡されますので、その関係でこの住宅部分が畑にかかっているということが分かったのではないかと思います。そのような事情がありますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3については、可決されました。

◀ 渡津町 ▶

会 長 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 4 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 4 ページをご覧ください。場所は位置図の 4 ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●㎡です。権利は所有権移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●、無職の方です。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●、●●●業の方です。転用目的は事務所及び車庫です。転用理由は、申請地を取得して、事務所及び車庫敷地として利用したいということです。申請人は木原行政書士さんで、対価は 10a 当り●●●千円です。担当委員は佐々木英夫委員で、工期は●●●●からということで、始末書が出ております。以上です。

会 長 それでは、私から報告をいたします。位置図の 4 ページをご覧ください。●●バイパス交差点から●●方面へ約 1 キロ弱、国道 261 線沿いの山側に事務所と駐車場がございました。ここの周辺ですが、1.5 反くらいの大きな町でして、直前に草刈りをされたような所や、周辺は畑で野菜等が作られておりました。また、●●●●広場という所がありますけれど、時々犬の訓練といえますかドックランをされております。申請地は、●●●●が、●●年頃に地主さんから土地を借りて事務所と車庫として、現在に至っているということです。今年の夏頃から、地権者さんよりこの土地を買って欲しい、売りたいという話を頂いたようで話を進めていましたら、地目が畑であったということが判明したそうです。そのようなことから、今回の申請になったということです。現在の代表取締役の先々代の方の時からのもので、自分たちは全然わからないということでした。そのようなことですので、やむを得ないのではないかと思います。この位置でご覧のように、車や大きなダンプが出入りしていますけれど、今に始まって周辺に迷惑かけるようなことはありませんので、ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告をしましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決する

ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の4については、可決されました。

《 波積町本郷 》

会 長 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の5について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の柳原委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は4ページをご覧ください。場所は位置図の5ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●●㎡です。権利は賃貸借です。貸付人は●●●●さん、住所は●●●●、●●業の方です。借受人は●●●●さん、住所は●●●●、●●●業務の方です。転用目的は太陽光発電施設の設置です。転用理由は、申請地を借りて太陽光発電施設を設置したいということです。申請人は木原行政書士さんで、対価は年額10a当り●●●●千円です。担当委員は柳原委員で、工期は許可の日から●●●●です。以上です。

会 長 それでは、柳原委員から調査結果の報告をお願いします。

11番委員 位置図の5ページをご覧ください。ここは、先月申請のありました所の隣になりまして、丸い広い所が先月申請のあった場所です。申請地につきましては、草刈りをして管理をする予定でしたが、同じ管理をするのなら貸して欲しいということだったそうです。この辺り一帯は、●●●●さんが草刈りをして管理されているそうです。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の5については、可決されました。

《 渡津町 》

会 長 次に、議案第 3 号「非農地証明の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私と野村推進委員から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書は 5 ページをご覧ください。場所は位置図の 6 ページをご覧ください。写真も用意しておりますので、そちらもご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿が畑で現況は山林、面積は●●●㎡です。所有者は被相続人●●●●さん相続人の●●●●さん、住所は●●●●の方です。非農地の事由は、申請地は昭和●●年月日不詳より耕作しておらず山林となっているということです。申請人は本藤行政書士さんで、担当委員は佐々木英夫委員と野村推進委員です。以上です。

会 長 それでは、私から調査結果の報告をいたします。位置図の 6 ページをご覧ください。お馴染みの位置になります。特に写真も毎回同じ写真になっております。今回、●●●●の頂上にある位置ですけれども、今年の 7 月以来久しぶりに申請が 3 筆出てきました。この頂上には●●町の位置する部分には、確認した所、全部で 53 筆あるというふうにお聞きしております。その内、現在こうして総会に非農地証明として挙がってきているのは 25 筆。残り 28 筆あるということでございます。毎回、同じ説明になりますけれど、県の指導によって非農地証明にきなさいというところから、現在進められている事案でございますので、よろしくご審議の程お願いいたします。以上です。

会 長 それでは、野村推進委員から報告をお願いします。

野村推進委員 今、佐々木委員から説明がありました。私も同様でございます。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告をしましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の 1 については、証明することに決しました。

《 渡津町 》

会 長 議案第 3 号「非農地証明の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私と野村推進委員から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は同じく 5 ページをご覧ください。場所は位置図の 6 ページをご覧ください。写真も用意しておりますので、そちらもご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿が畑で現況は山林、面積は●●●㎡です。所有者は被相続人●●●●さん相続人の●●●●さん、住所は●●●●の方です。非農地の事由は、申請地は昭和●●年月日不詳より耕作しておらず山林となっているということです。申請人は本藤行政書士さんで、担当委員は佐々木英夫委員と野村推進委員です。以上です。

会 長 それでは、調査結果を私と野村推進委員からするのですが、先程の説明と内容は同じでございますので、この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の 2 については、証明することに決しました。

《 渡津町 》

会 長 議案第 3 号「非農地証明の 3 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私と野村推進委員から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は同じく 5 ページをご覧ください。場所は位置図の 6 ページをご覧ください。写真も用意しておりますので、そちらもご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿が畑で現況は山林、面積は●●●㎡です。所有者は被相続人●●●●さん相続人の●●●●さん、住所は●●●●の方です。非農地の事由は、申請地は昭和●●年月日不詳より耕作しておらず山林となっているというこ

とです。申請人は本藤行政書士さんで、担当委員は佐々木英夫委員と野村推進委員です。以上です。

会 長 こちらについても、調査結果を私と野村推進委員からするのですが、先程の説明と内容は同じでございます。この申請につきましても、行政書士さんからも毎回言われておりますけれど、相続人は手続きが出来次第、変えて頂いているということで、やはり相続の関係で書類上の時間がかかっているということでございます。この件について何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の3については、証明することに決しました。

農用地利用集積計画

会 長 次に日程第5、意見第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利集積計画の承認についてをご覧頂きたいと思っております。位置図も付けておりまして、大体の場所に丸を付けておりますので、そちらもご覧下さい。それでは、1ページをご覧下さい。今回は、桜江地区が●●、●●、●●、●●が出ております。江津地区は●●が出ております。まず、●●は畑が1筆で●●●●㎡、再設定です。次に●●は田が4筆で●●●●㎡、再設定です。次に●●は畑が3筆で●●●㎡、再設定です。次に●●は畑が1筆で●●●㎡、新規の設定です。次に●●は畑で、5年間で6筆で●●●●㎡、10年間で2筆で●●●●㎡、新規が●●●●㎡で再設定が●●●●㎡です。続きまして、●●●●は田が1筆で●●●●㎡、新規です。次に2ページをご覧下さい。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに田で面積が●●●●㎡です。新規です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は田で、期間は10年1ヶ月、10a当りの賃借料は●●●●円です。続きまして、●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡です。

再設定です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑で、期間は10年1ヶ月、10a当りの賃借料は●●●●円です。続きまして、●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●㎡です。新規です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑で、期間は10年1ヶ月です。使用貸借で農地中間管理事業となっています。次に3ページをご覧ください。●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●㎡です。合計5筆で●●●●㎡です。新規です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑で、期間は5年1ヶ月、10a当りの賃借料は●●●●円です。賃貸借で農地中間管理事業となっています。続きまして、●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●㎡です。再設定です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑で、期間は5年1ヶ月、10a当りの賃借料は●●●●円です。賃貸借で農地中間管理事業となっています。次に4ページをご覧ください。●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●㎡です。同じく●●●●、記簿現況ともに畑で面積が●●●㎡です。同じく●●●●、記簿現況ともに畑で面積が●●●㎡です。再設定です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑で、期間は10年1ヶ月、10a当りの賃借料は●●千円です。賃貸借で農地中間管理事業となっています。続きまして、●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●㎡です。再設定です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑で、期間は10年1ヶ月、10a当りの賃借料は●●千円です。賃貸借で農地中間管理事業となっています。続きまして、●●●●、登記簿現況

ともに畑で面積が●●●●㎡です。再設定です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑で、期間は10年1ヶ月、10a当りの賃借料は●●●●円です。賃貸借で農地中間管理事業となっています。次に5ページをご覧ください。●●●●、登記簿現況ともに田で面積が●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに田で面積が●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに田で面積が●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに田で面積が●●●●㎡です。合計4筆で●●●●㎡です。再設定です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は田で、期間は10年1ヶ月、10a当りの賃借料は●●千円です。賃貸借で農地中間管理事業となっています。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、意見第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。その他については、総会終了後に行います。以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第8回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は12月20日の金曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

〔 閉会 午前10時30分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員